

大崎市休日部活動地域移行モデル事業実施要領

1 事業目的

本市における中学生の運動・文化活動の機会を将来にわたって安定的・継続的に実施することができるよう、休日の部活動の地域移行推進に関するモデル事業を実施し、実施成果を検証することにより、休日の地域クラブ活動の市内での展開方策の一助とする。

2 実施期間

令和6年4月から令和7年2月までとする。

3 事業内容

(1) 事業対象とする団体（地域クラブ活動）

休日の部活動の実施にあたり教員（顧問）が不在でも、地域クラブ活動のガイドラインを遵守した外部指導者（団体）による活動が可能である団体とする。

なお、休日の活動に限定し、平日の部活動はこれまでと同様とする。

(2) 事務手続き及びモデル事業団体の決定

上記に該当し、モデル事業に取り組む団体については、「モデル事業計画書」（別紙）を作成し、市教育委員会に提出する。教育委員会は計画書に基づき各学校のモデル事業の対象とする団体を決定するものとする。

(3) 予算措置

市教育委員会は、モデル事業として決定した団体に対し、指導料（謝金）として1回の活動（指導）につき、指導者一人当たり時給1,000円（最大3時間）を支払うものとする。

ただし、謝金の上限については月2回分までとし、以下のとおりとする。また、兼職兼業の教員も対象とするが、休日部活動指導の特殊業務手当は受給しないものとする。

| 地域クラブ活動所属人数 | 指導者数/回 | 謝金/月 |
|-------------|--------|------------------|
| 1人～10人以下 | 上限2人 | 上限3,000円×2人×2回/月 |
| 11人～20人以下 | 上限3人 | 上限3,000円×3人×2回/月 |
| 21人以上 | 上限4人 | 上限3,000円×4人×2回/月 |

(4) モデル事業のイメージ

| | 現行の学校部活動 | | | | | モデル事業（受皿となる地域クラブでの活動） | |
|------|-----------------|---|---|---|---|-----------------------|---|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 活動 | 平日の学校部活動（現状のまま） | | | | | 原則どちらか1日（3時間以内） | |
| 指導者 | 教職員 | | | | | 外部指導者 教職員の兼職兼業 | |
| 位置づけ | 学校教育活動の一環 | | | | | 社会教育活動（スポーツ・文化活動） | |
| 運営主体 | 各学校（学校単位） | | | | | スポーツ少年団等（単一校に限らない） | |
| 保険 | 学校の保険 | | | | | 一般のスポーツ保険等 | |
| 活動場所 | 学校施設 | | | | | 学校施設、社会教育・体育施設 | |

※特別な事情により土日連日で活動した場合も認めることとするが、月2回の活動を原則とする。

(5) 活動の報告

モデル事業の活動にあたっては、「モデル事業活動報告書」（別紙）を作成し、市教育委員会に提出する。

(6) 地域移行コーディネーターによる巡回

地域移行コーディネーターがモデル事業の活動の様子を巡回し、学校、地域クラブ、教育委員会（推進室）の連絡調整にあたる。

4 留意事項

- 各学校ごとにモデル事業を実施するが、学校の実態に応じて対象とする団体を定める。
- 団体は、定期的に学校（顧問）との連絡調整（情報共有）に努める。
- モデル事業に取り組む際は、学校、保護者の了承を得るものとする。
- 学校の教員が指導者として関わる場合は、所属長の承認の上、教育委員会に兼職兼業届を提出し、許可を得るものとする。